


令和元年（2019年）11月15日（金） 10:00 配付

<p>項 目</p>	<p>水資源保全地域の指定に係る指定の区域及び地域別指針（案）の告示について</p>
<p>配付資料</p>	<p>○ 令和元年度水資源保全地域指定予定地域一覧</p>
<p>概 要</p>	<p>本日、北海道水資源の保全に関する条例第17条第7項の規定により、令和元年度に指定する区域及び地域別指針（案）を次のとおり告示するとともに縦覧に供しますので、お知らせします。</p> <p>1 指定を予定する地域 市町村数 2 地域数 2 ※内訳は別紙のとおり</p> <p>2 告示日及び縦覧期間 (1) 告示日 令和元年（2019年）11月15日（金） (2) 縦覧期間 告示日より2週間（11月28（木）まで） (3) 縦覧場所 オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課及び檜山振興局及び総合政策部政策局土地水対策課 (4) 意見書の提出 当該区域の住民及び土地所有者などの利害関係人は、縦覧期間満了日までに縦覧に供された案について、北海道知事に意見書を提出することができます。 ※告示内容は、下記ホームページで公表しております。 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR11.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_shiteiR11.htm</a></p> <p>3 今後のスケジュール 11月15日～28日 ・指定区域及び地域別指針（案）の告示、縦覧期間 12月中旬 ・指定区域の告示 12月25日（予定） ・指定区域の施行</p>
<p>報道に当たってのお願い</p>	<p>今金町及び斜里町に新たに水資源保全地域を指定予定であり、土地所有者の方などは、道に意見等を提出することができます。 道民等への周知に御協力いただくようお願いいたします。</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配布 （場所） 道政記者クラブ 檜山振興局管内の報道機関</p>
<p>北海道オホーツク総合振興局 地域創生部 地域政策課</p> <p>課 長 橋 爪 一 樹（0152-41-0618）</p> 	

## 令和元年度 水資源保全地域 指定予定地域一覧

### □指定を予定する地域

振興局名	提案市町村	所在市町村	番号	水資源保全地域名	取水形態	備 考
檜 山	今金町	今金町	①	今金町美利河地区水資源保全地域	河川水	今金町美利河地区の東部肥培用水(飲料用水含む)の取水施設がある後志利別川水系チュウシベツ川の上流域を集水区域と設定し、国有地を除き地域指定の提案。
オホーツク	斜里町	斜里町	①	斜里町来運地区水資源保全地域	湧 水	斜里町本町市街地区の上水道の取水施設で、2つの湧水を水源としていることから、その地点を中心とする半径1kmの範囲を集水区域とする地域指定の提案。
小 計	2	2		2		

### □合計

	提案市町村数	指定市町村数	地域数	取水形態
R 元	2	2	2	地表水 1 地下水 1
累 計	58	62	179	地表水 93 地下水 88

注1) 「□合計」は、指定済み区域と令和元年度の「□指定を予定する地域」との合算数

注2) 累計はこれまでの指定数を含めた累計数(指定区域の変更は含まない)

注3) 取水形態は、同じ区域内で地表水と地下水で取水している場合はそれぞれ集計